山口県

光市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間	
בר ניף נשינוי	投下固定資本額	従業員(人以上)	拍旦事項	拍电影四	旭川州间
光市	地域再生法の認定を受けた地域再生計画				
	に規定する地方活力向上地域内におい		不均一課税		
	て、令和2年3月31日までの間に、特定		(地域再生法)		
	業務施設整備計画の認定を受けた事業者		,,,,		
	で、認定を受けた日からその翌日以降2		【移転型】		
	年を経過するまでの間に特別償却設備を	新規雇用 5	初年度 0.01/100	固定資産税	3年度間
	新設、又は増設した場合	(中小企業 2)	2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	の一定割合	3 千反间
			【拡充型】		
	※特別償却設備…特定業務施設の用に供		初年度 0.01/100		
	する減価償却資産で取得価額の合計が		2年度 0.46/100		
	3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上		3年度 0.93/100		
	のもの				
	生産性向上特別措置法に基づく、「先端設				
	備等導入計画」の認定を受けた中小企業				
	者の設備投資であって、一定の要件を満				
	たす設備を取得した場合		課税標準ゼロ		
		_	(生産性向上特別	固定資産税	3年度間
	対象設備		措置法)		
	機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、				
	器具備品、建物付属設備、ソフトウェア				
	建物、構築物				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
光市	光市事業所設置奨励条例	H19. 3	①製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業 ②投下固定資産総額 2億円以上(中小企業者 2,000万円以上)(小規模企業者 1,000万円以上)※中小企業者に限り、事業を営むために中古施設を取得し、又は賃借した場合も対象とする	事業所設置奨励金 ○新設、増設または移設した事業所に ついて、事業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課された年度 から3年度間各年度の対象資産に 係る固定資産税額に相当する額 ※各年度につき1億円を上限額とする。新設に伴い市内に居住する従業員数が10人以上増加するときは、1億5,000万円を上限額とする
			○事業所設置奨励金該当者で、かつ新規に常用従業員を10人以上雇用(中小企業者 3人以上)(小規模企業者 1人以上)	雇用奨励金 ○事業を開始した日の属する年度の 4月1日から事業を開始した日以 後3年を経過する日までに新規常 用従業員として雇用を開始した市

	内居住	者1人につき 20 万円(対象者
	が高校の	の新卒者であるときは、30万
	円)。こ	.の場合において、対象者は
	1年以	上継続して雇用しなければ
	ならない	いものとし、奨励措置は対象
	者1人	こつき1回限り